



令和2年4月1日施行

仙台市 地球温暖化対策等の 推進に関する条例

地球温暖化は、私たちの暮らしや事業活動から排出される温室効果ガスが要因とされており、今日、喫緊の課題となっています。地球温暖化を一因とする気候変動や自然災害の増加、生態系・食糧生産への影響など、私たちの生活への影響がますます大きくなることが懸念されます。

本市では、地球温暖化対策に率先して取り組むため、市民等、事業者、市の責務や取組、事業者と市が協働して温室効果ガス排出削減を進めるための制度などを定めた「地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定しました。

地球温暖化対策等の推進には、一人ひとりの行動が大切です。市の良好な環境を将来の世代へ継承するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



仙台市

目的・考え方

地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に進めるには、温室効果ガスの排出を抑える、省エネなど従来からの「緩和策」を進めるとともに、気候変動による影響に備える「適応策(※)」の両方を進めることが重要であり、以下の4つの基本理念を条例に掲げました。

【基本理念】

- ➡ 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- ➡ 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
- ➡ 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- ➡ 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

(※)「適応策」とは？…「緩和策」を進めてもお避けることの困難な気候変動による影響に対し、人間社会のあり方などを調整すること。(例:ハザードマップの確認など)

【緩和策と適応策のイメージ】



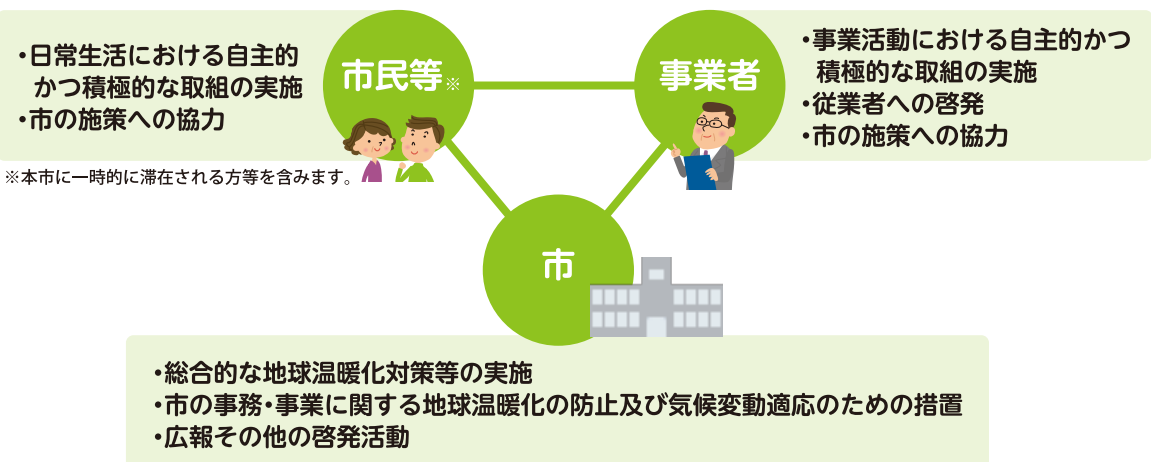
条例では、地球温暖化対策と気候変動適応を合わせて「地球温暖化対策等」と称しています。

市民等・事業者・市による協働

地球温暖化の防止と気候変動への適応には、常日頃からの行動が重要です。

条例では、市民等、事業者、市は、基本理念にのっとり、各自および協働で緩和策と適応策に取り組むこととしています。

【条例に定める各主体の責務】



各種の取組

市民等、事業者、市が協働して以下の取組を実施していきます。

【地球温暖化の防止のための取組】

- ➡ エネルギーの使用の合理化
- ➡ 設備等の使用の方法、環境物品等の選択
- ➡ 公共交通機関の利用の推進等、自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制
- ➡ 再生可能エネルギーの優先的な利用
- ➡ 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制
- ➡ 廃棄物の発生の抑制等
- ➡ 森林の保全及び整備、緑化の推進

具体的な取組例に関しては、裏面をご覧ください。

【気候変動適応のための取組】

- ➡ 事業活動・日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報の収集等

※市は、これらの取組を自ら実施することに加え、市民等や事業者が行う取組を促進するための情報の提供、その他の必要な措置を講じてまいります。

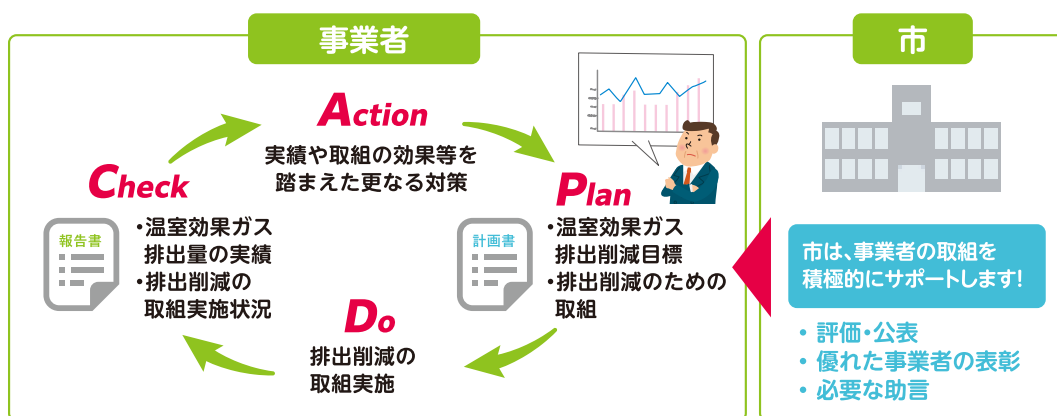
温室効果ガス削減アクションプログラム（事業者温室効果ガス削減計画書等）

本市の温室効果ガスの約6割は事業活動によるものであり、これを削減することが重要であることから、温室効果ガスを一定程度以上排出している事業者（特定事業者）は、温室効果ガス削減のための計画書等（事業者温室効果ガス削減計画書や報告書など）を作成し、市に提出していただきます。対象となる事業者以外の事業者（一般事業者）の方も、任意で制度に参加いただくことが可能です。エネルギーコストの削減や、企業イメージの向上によるPR等にぜひご活用ください。

特定事業者の要件

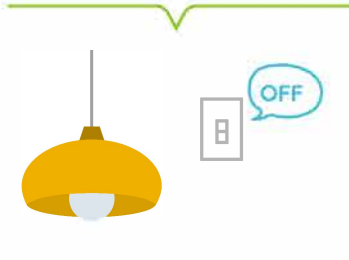
- 原油換算1,500キロリットル／年以上のエネルギーを使用する事業所を設置する事業者
- 温室効果ガスを3,000トン／年以上排出する事業所を設置する事業者
- 市内で100台以上の自動車を所有する運送事業者

【温室効果ガス削減アクションプログラムの仕組み】



日常的にできる緩和策の例

省エネの推進



電球をLED照明に交換することなどで、電気使用量を減らし、あわせて温室効果ガスも減らすことができます。また、使わない電気はこまめに消しましょう。

廃棄物の発生抑制



買いものにはマイバッグを持ち歩き、レジ袋を使わないようにしましょう。また、リデュース、リユース、リサイクルの3Rにより、ごみ減量に努めましょう。

公共交通機関の利用、エコドライブ



マイカー等に代えて、公共交通機関や自転車による移動に努めましょう。車を運転する場合には、燃費や安全性も向上するエコドライブを心がけましょう。

日常的にできる適応策の例

ハザードマップの確認 (仙台防災タウンページ)



提供:NTTタウンページ株式会社

大雨災害等から身を守るための基本的なことをまとめたものです。日頃から備えておくことやお住いの地域の危険な個所をあらかじめ確認しましょう。

熱中症予防

屋外では帽子や日傘を

グリーンカーテンで日陰を作る

こまめな水分補給を



熱中症の適切な予防法や対処法を知り、重症化を防ぎましょう。

冷暖房の適正な利用



冷房時には28℃、暖房時には20℃を目安に室温を管理し、服装など工夫をしながら無理のない範囲で快適に過ごしましょう。



お問い合わせ

仙台市 環境局 環境企画課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第2 仮庁舎 TEL.022-214-8232/FAX.022-214-0580

条例の詳しい内容は、[市ホームページ](#)>[くらしの情報](#)>[まち美化・環境保全](#)>[環境にやさしいくらし](#)からもご参照いただけます。

このパンフレットはリサイクルできます。「雑がみ」に分別しましょう。